

大田市民球場利用料金表

(単位: 円 税込み)

区 分		単 位	金 額
入場料を徴収する場合	職業野球団が利用する場合	1日	92,880
	児童・生徒が利用する場合	1日	15,120
	その他の者が利用する場合	1日	30,240
入場料を徴収しない場合	児童・生徒が利用する場合	午前	1,512
		午後	2,268
		全日	3,024
		夜間	1,512
	その他の者が利用する場合	午前	3,024
		午後	4,644
		全日	7,776
		夜間	3,024
		早朝	1,512
	野球以外に利用する場合	その都度市長が決める額	
夜間照明料	17:30～21:30 2時間		25,920
放送設備等一式		スコアボードを 全面利用する場合	スコアボードを 半面利用する場合
	午前	3,888	1,944
	午後	3,888	1,944
	全日	4,968	2,484
	1日	5,832	2,916
	夜間	3,888	1,944
	時間外に利用する場合	3,888	1,944

備考

- (1) 1日を単位としているものについては1日に満たない場合においても1日とする。
- (2) 午前、午後を単位としているものについては2時間ごとに区分して利用することができる。その場合の利用料は定額料金の2分の1とする。
区分は、午前を8時から10時まで、10時から12時まで、午後を13時から15時まで、15時から17時までとし、夜間を17時30分から19時30分まで、19時30分から21時30分までとする。
- (3) 時間外利用の場合は、午前8時までとする。